

○平成六年郵政省告示第四〇五号（簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行						
<p>電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十二条第一項の規定に基づき、簡易無線局の周波数及び空中線電力を次のように定める。</p> <p>なお、昭和五十八年郵政省告示第四百十四号（無線操縦発振器を使用する簡易無線局及びパーソナル無線の周波数及び空中線電力を定める件）は、廃止する。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 <u>九五二MHz</u>を超え<u>九五六・四MHz</u>以下の周波数の電波を使用する簡易無線局</p> <table border="1" data-bbox="230 762 1093 1027"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>空中線電力</th> <th>電波の型式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九五四・二MHz</td> <td>〇・二五ワット以下</td> <td>NON、A-D、 A-XN、H-D、 R-D、J-D、 F-D、F-D又は G-D</td> </tr> </tbody> </table> <p>七 五〇GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局（略）</p>	周波数	空中線電力	電波の型式	九五四・二MHz	〇・二五ワット以下	NON、A-D、 A-XN、H-D、 R-D、J-D、 F-D、F-D又は G-D	<p>電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十二条第一項の規定に基づき、簡易無線局の周波数及び空中線電力を次のように定める。</p> <p>なお、昭和五十八年郵政省告示第四百十四号（無線操縦発振器を使用する簡易無線局及びパーソナル無線の周波数及び空中線電力を定める件）は、廃止する。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 五〇GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局（略）</p>
周波数	空中線電力	電波の型式					
九五四・二MHz	〇・二五ワット以下	NON、A-D、 A-XN、H-D、 R-D、J-D、 F-D、F-D又は G-D					